

文京区が計画いたしておりますシビックセンター建設につきましては、国指定文化財小石川後樂園への影響に関し、関係機関との協議を了することなく、また、埋蔵文化財に関する所定の手続きが不十分なまま工事に着工し、貴庁に多大なるご迷惑をおかけいたしました。

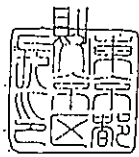
このようなことは、地方公共団体である区として適切を欠くところであり、ここに深く反省し、今後は文化財等に関する問題につきまして、貴庁をはじめ関係機関のご指導を賜り、適切に対処して参る所存でございます。

区のこれまでの対応におきまして、貴庁をはじめ関係各位にご心配、ご迷惑をおかけいたしましたことを、ここに深くお詫び申し上げます。

このシビックセンターの建設は、区民や諸団体が期待し、待ち望んでいるものでありますので、貴庁におかれましては、こうした区の状態をご理解いただき、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

平成三年十二月三日

文京区長 遠藤正



文化庁長官 川村恒明 殿

平成3年8月以降検討した対応事項

(1) 景観について

- ① 建物高さについて
 - 建物高さについては、階層を1階(4m)削減いたします。
 - 計画見直しに伴う諸々の問題点についてご指導も受け、関係方面とも検討した結果、これがギリギリの選択であります。
- ② 建物色彩について
 - 外壁の色彩については、目立ちにくく、空に溶け込むようなグレー系を主体にした色に変更いたしたいと存じます。
- ③ 庭園内整備の協力について
 - 庭園北東部(梅林)の境界部に盛土を行い、高木の植え込みにより景観及び騒音等の改善を図るほか、庭園内の植栽を行うことなどを東京都の管理計画の中で実施されるよう東京都に要請するとともに、区としても協力いたします。

(2) 周辺環境整備について

- ① 緑のネットワーク整備について
 - 小石川後樂園とその周辺を緑のネットワークの重点地域に位置づけ、隣接する小石川運動場、後樂園少年野球場、曙川公園等を含む一帯を自然環境ゾーンとして緑化整備いたします。
 - ・地下鉄7・12号線工事との関連から、両工事完了後(平成9年度から)
- ② 庭園周辺の歩道の整備等
 - 緑のネットワークの整備に併せて、庭園周辺の歩道(区道)を歴史の散歩道として整備いたします。(平成5年度から)
 - 庭園から湯島聖堂に至る歩道の緑道化に努めます。
 - 庭園周辺にマッチしたデザイン街路灯の設置を進めます。(平成5年度から)

③ 周辺歩道の透水性舗装化について(平成5年度から)

- 庭園の生態系に配慮した周辺歩道の透水性舗装化を進めます。
- ・都道については東京都へ要請いたします。

④ 小石川後樂園の整備への協力について

- 隣接する区立後樂園を、小石川後樂園の充実のため活用いたします。
- ・その内容、時期、方法等については今後協議させていただきます。
- 後樂園少年野球場については、将来代替地のメドをつけ、一体的活用を検討いたします。
- ⑤ その他の環境整備
 - ・庭園東門を再開するよう東京都へ要望し、その際歩道の緑化等周辺の環境整備をいたします。

(3) 文化財保護行政の一層の充実について

① 文京区文化財保護審議会の設置(平成4年度)

- 文京区文化財保護審議会を設置し、新しい文化財の発掘や指定、さらに保護についても積極的に対処して参ります。
- 今後文京区が行う設計コンペにおいても審議会の助言を頂きます。

② 組織の強化及び文化財保護助成制度(平成4年度)

- 文化財行政の発展と育成を図るため、教育局の組織を2部制とし、新たに生涯学習部を設置します。
- さらに、文化財保護助成制度を設けます。

③ 学芸員の常勤化について(平成4年度)

- 現在、非常勤として設置している学芸員(1名)を常勤化いたします。

④ 国・都指定の文化財保存・活用への協力について

- 区内にある国・都指定の文化財に対しても、可能な限りの保存・活用に協力いたします。(平成4年度)